

兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。以下「国要綱」という。）第3条第1項の規定及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「国要綱」という。）第3条第1項の規定により、補助事業とされる県が行う奨学のための給付金事業及び専攻科の生徒への奨学のための給付金事業の実施に伴って支給する高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

（支給の目的）

第2条 奨学給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、国及び地方公共団体が設置した高等学校等（以下「高等学校等」という。）の生徒等の法第3条第2項第3号に基づく保護者等及び高等学校等専攻科（国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。）の生徒の生計維持者（以下「保護者等」という。）に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

なお、令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学給付金の支給において、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

（支給対象者）

第3条 奨学給付金の対象となる者は、法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条に規定する専攻科支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の専攻科に在籍する受給資格者を除く。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項に規定する学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に在籍する受給資格者を除く。）のうち、7月1日（ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者は、申請のあった月の翌月の1日（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月））（以下「基準日」という。）現在で在籍する高校生等（ただし平成26年4月1日以降に入学した者を原則とする。）（以下「高校生等」という。）の保護者等であって、(1)に該当し、かつ(2)～(4)の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している者
- (3) 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者
- (4) 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、支給の対象としない。

- (1) 高校生等が基準日を含め当該年度末まで休学している場合
- (2) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合
- (3) 当該年度に他の都道府県から国要綱に規定する奨学給付金の支給を受けている場合

(奨学給付金の額)

第4条 奨学給付金の額(年額)は、別表1の申請区分による。ただし、7月2日以降に家計が急変した者及び7月1日までに家計が急変し、第5条に定める別に指定する日を超えて申請のあった者は、基準日以降の月数に応じて算定するものとし、別表2の額による。

2 奨学給付金の支給回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等専攻科に通う生徒は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))を上限とする。ただし、学び直し支援金の受給資格を有する者は、1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は、最大で2回)まで給付することができる。なお、事務処理の都合等により、年度内に分割して給付することができる。

(申請書の提出及び確認)

第5条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等は、奨学のための給付金受給申請書(様式1-1)又は(様式1-2)(以下「申請書」という。)に届出の事実を証明する必要書類を添えて、別に指定する日までに、在学する高等学校等の校長に提出しなければならない。ただし、兵庫県以外に所在する高等学校等に在学する高校生等の保護者等は、申請書等に在学証明書(様式3-1)及び世帯全員の住民票記載事項証明書を加え、県教育委員会に直接提出しなければならない。また、これに加えて兵庫県以外に所在する高等学校等専攻科の生徒の保護者等は、個人対象要件証明書(様式3-2)を県教育委員会に直接提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出を受けた高等学校等の校長のうち兵庫県立学校の校長(以下「県立学校長」という。)は次の各号により申請の内容が事実と相違ないかを確認する。

なお健康保険証の写しの提出を受けることにより扶養関係の確認等を行う場合には、あらかじめ保護者等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの提出を受ける。被保険者等記号・番号等にマスキングを施されていない写しを受けた場合には、県立学校長においてマスキングを施す。

- (1) 保護者等が兵庫県に住所を有することを、学校において保管する書類及び保護者等の所得を証明する書類等により確認する。
- (2) 別表1の区分①にあっては、基準日現在において生業扶助受給世帯であることを生業扶助の措置状況を証明する書類(様式2)等により確認する。
- (3) 別表1の区分②、③及び④にあっては、保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを、個人番号における情報照会によって取得した税情報等(高等学校等専攻科を除く)、当該年度の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書又は課税通知書などにより確認するとともに、保護者等と高校生等の扶養関係は健康保険証の写し等により確認する。また、生業扶助受給世帯でないことを申請者における誓約(様式1の裏面)により確認する。
- (4) 別表1の区分②、③及び④のうち、家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯であることは、家計急変についての申立書(様式12)により確認する。
- (5) 別表1の区分③にあっては、他の扶養されている高校生等がいる世帯、又は基準日現在に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等のいる世帯であることを健康保険証の写し等により確認する。

3 第1項の規定による申請書の提出を受けた高等学校等の校長のうち、兵庫県立学校以外の校長は、前項の各号により申請の内容が事実と相違ないかを速やかに確認のうえ、県教育委員会に高校生等奨学給付金申請者一覧表(様式9-1)又は(様式9-2)を添えて、別に指定する日までに県教育委員会に提出する。

4 県教育委員会及び校長は、届出の事実の確認にあたり、届出の事実を証明する書類として提出された書類のほか、必要と認めるときは、保護者等に対して支給対象者であることを確認するための書類の提出を求めることができる。

(支給対象者の報告)

第6条 県立学校長は、前条の規定により提出のあった申請書を審査のうえ、県教育委員会が別に指定する日までに、高校生等奨学給付金申請者一覧表(様式10-1)又は(様式10-2)及び高校生等奨学給付金支給決定(予定)一覧表(様式11-1)又は(様式11-2)により報告する。

(支給の決定)

第7条 県教育委員会及び県立学校長は、第5条の規定により提出のあった申請書を審査のうえ、奨学給付金の支給又は不支給を決定する。支給又は不支給の決定をしたときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書(様式5)又は高校生等奨学給付金不支給決定通知書(様式6)により、保護者等に通知する。ただし、第5条第3項の規定による申請にあっては、県教育委員会は校長を通じて通知する。

(支払)

第8条 県教育委員会及び県立学校長は、第7条の規定により、保護者等に対し支給の決定をしたときは、速やかに当該保護者等に対し奨学給付金を支払う。

2 県教育委員会及び県立学校長は、保護者等から授業料以外の学校徴収金等に充てるために奨学給付金の受領を校長に委任する旨の委任状(様式7)の提出があった場合は、委任を受けた校長に対し、奨学給付金を支給できる。

(支給決定の取消し等)

第9条 県教育委員会及び県立学校長は、第7条の規定による支給の決定を受けた保護者等が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨学給付金の支給を受けたとき。

2 県教育委員会及び県立学校長は、前項の取消しの決定を行った場合において、保護者等に対して奨学給付金を既に支払済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させる。

(遅延利息の納付)

第10条 前条第2項の規定により、奨学給付金の返還を命じられた保護者等が、その返還に係る奨学給付金を期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県教育委員会又は県立学校長に納付しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

なお、高校生等奨学給付金支給要綱(平成26年4月1日施行)は平成27年3月31日を以て廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

申 請 区 分		給付額 (年額)
生活保護 (生業扶助) 受給世帯に扶養されている 高校生等 (専攻科の高校生等を除く)	①	32,300 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等 ・ 家計急変による経済的理由から「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」に相当すると認められる世帯に扶養されている高校生等 		
下記を除く、全日制又は定時制の高校生等	②	114,100 円
2 人目以降の全日制又は定時制の高校生等	③	143,700 円
当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15 歳 (中学生を除く) 以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 (ただし、全日制又は定時制に限る)		
通信制・専攻科の高校生等	④	50,500 円
※ 通信制に通学する高校生等を含む複数の高校生等がある場合には、通信制の高校生等には全て④の額を適用し、全日制又は定時制の高校生等には全て③の額を適用する。		

別表 2 (第 4 条関係)

(単位 : 円)

基準日 申請区分	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
②	114,100	76,066	66,558	57,050	47,541	38,033	28,525	19,016	9,508
③	143,700	95,800	83,825	71,850	59,875	47,900	35,925	23,950	11,975
④	50,500	33,666	29,458	25,250	21,041	16,833	12,625	8,416	4,208